_					
No	頁	項目	提出者	提出意見	意見に対する考え方 ご意見を寄せくださりありがとうございます。
1	全体	全体	Α	最後まで誘んでみて、何となく市がやりたいことは分かりました。 アプリで市内にある公共物などの写真をアプリで送るというきっかけを作り、市内を歩 くという程度増進につなげ、収集した情報から公共物などの必要な修繕やモニュメント などの市民が求めている新しい公共物を設置するという一連の流れを生み出したいとい う理解でした。	こめたを耐せくんとりあかかとうことがする。 お示しのとおり、イネープリングシティとは、人々が幸福を実際できるものや場所などがまちに増え、人がまちに出かけ、つながることにより、健康が広がる市民参加型の新しいまちづくりの概念です。アプリは人々が幸福や健康を実感できる要素を見つけるための手段であり、アプリによって集められた写真や投稿データを分析しまちづくりに活かします。 市民の地域への想いや浦都市の地域資源等を最大限に生かされた公共物を含むまちづくりを検討してまいります。
2	4.5.6	第1章	Α	最初のページにある説明で、聞き慣れない新しい横文字をさらに新しい横文字で説明し ており、結局のところ何が何なのかわからない。わかりやすい日本語で説明してほし い。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 「イネーブリングシティ」「ウェルビーイング」などの言葉を記載させていいただいておりますが、これらは新しい概念であり、一般的に聞きなれない用語であると認識しております。今後はこの取り組みを周知し進める中で、市民のみなさまに分かりやすい説明に努めてまいります。
3	全体	全体	А	読みづらく発音しづらい横文字の部署名や、計画説明は理解するのに支障になるので控えてほしい。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 No2の回答と同様とさせていただきます。
4	9.46.	第1章	В	ヴェルビーイング推進本郎(作業部会合む)はタスクフォースでしょうか。計画書作成 までのタスクフォースであれば理解出来ますが、計画書が出来ても存在する意図がわか りません。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 ウエルビーイング推進に係る取組の方針の共有及び運用に関する こと。(2) ウェルビーイング推進に係る取組の方針の共有及び運用に関する こと。(2) ウェルビーイング推進に係る各部局の取組に関する協議及び総合調整に関すること。(3) その他ウェル ビーイング推進のために必要な事項に関すること。」としております。計画策定を目的とした組織ではなく、全庁的に 本取り組みを進めるための横中施策として取り組む核となる組織としておりますので、計画策定後も検討を続けてまい ります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
5	9·46· 47	第1章	В	ウェルビーイング推進強化の為と言うことであればウェルビーイング推進課を「師」に 昇格すれば派むことでは無いでしょうか、ウェルビーイング推進課という機の隣りに ウェルビーイング推進素が軽を構えて医療が基建課の役割という組織では、推進課のモ チベーションは下がりませんか。推進課の立ち位置がよく解りません。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 今年度、市長・副市長屋下の新たな組織として「ウェルビーイング推進課」を設置し、全庁的な連携のもと取り組みを 達める体制で進めています。またウェルビーイング推進本師において各部各様での取り組みを情報共有しながら横断的 な連携体制で進めていきます。いただいたご意見につきましては、参考にさせていただきます。
6	9 · 4 6 · 4 7	第1章	В	計画書の中でそれぞれの役割、 責務の説明が必要です。 ホームページでは「全庁的に協議をすすめる為に、ウェルピーイング推進本部を立ち上 げております。 本部長の鈴木市長のもと、「健康」と「幸福」を軸としたまちづくりの ために、各部局の部長級職員が参集し、協議しております。」ということですが参集と 協議だけであれば「会議体」で済みます。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 No4の回答と同様とさせていただきます。
7	46.4	資料	В	藩都市ウェルビーイング推進本部設置要網の第2条(1)「運用に関すること」(2) 「各部局の取組みに関する協議および総合調整」の意味は?	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 浦都市ウェルピーイング推進本部設画要網の第2条(1)「運用に関すること」(2)「各部局の取組みに関する協議 および総会調整」については、所管的要であるウェルピーイング推進課での取り組みに加えて、市役所の各部の取り組 みの進捗状況を報告し合い、意見交換や専門家の意見を間ななどして施をブラッシュアップするよう検討しておりま す。また、イネーブリングシティーウォークから導かれた要素を施築として実装するためには多くの関連各部を課との 調整が必要となります。こういった事業の運用に係る方向性の確認や取り組みにかかる調整について、推進本部内で合 意形成を図ってまいります。
8	46.4	資料	В	蒲都市ウェルビーイング推進本部設置要期の第5条 作業部会を置くことができる→作業部会を置くては。又、推進本部設置期間を明記することも必要と思います。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 設置要綱の文言については過去の協議会等の設置要綱や他市町村の要綱等を参考にしており、個々の作業部会の運営が 流動的であることも含めこのままの表現とさせていただきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。
9	17	第2章	В	第2章 現状と課題の中の標記について『健康を判断する条件として、幸福の概念は現 状では優先度が高くない』という表現だが計画書では『優先度は低い』との表現の方が 適切と思います。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 こちらの標記については市民意識調査の資料から記載しており、優先度が低いと言い切ることが難しいため高くないと いう表現にさせていただいております。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。
10	17	第2章	В	第2章 清都市民の現状と課題 2課題と対策の必要性 (3) ヴェルビーイングの課 題で「現状では健康の条件に幸福の概念の概先度は必ずしも高くない結果でしたが、市 民の幸福度を高め、幸福を幸にながら、自ずと健康になるまちの実現はフェルビーイン グ達成のためには重要」と言う表現について事実を曲げる論法で間違った施策になるの で、削除した方が良いと思います。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 市民意識調査の結果から、健康感を判断する際に重視する事項として、幸せを感じることは結果としては少ないという 結果でした。この事実を曲げるというということではなく、幸福感を感じて健康を使す取り組みは人々のウェルビーイ ング達成には必要であるという理解をいただいて進めるといった認識で記載しております。ご指摘いただいた内容につ いて表現方法について一部修正・削除し掲載してまいります。
11	22	第3章	В	第3章 22pの棒グラフの見方がよく解りません。グレーは投稿数と推定できますが、ピンク・緑・オレンジ・青に関しては事例で説明しないと理解出来ません。例えばベンチにおいてHappy/Dnhealthyとはどういう状態なのか、UnHappy/healthyとはどういう状態なのかグラフでは理解出来ません。説明文を加えていただきたい。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 ご意見いただいた、グラフや、Happy/healthy Happy/Unhealthy UnHapp y /Unhealthy UnHappy/healthyの4条限の代表的な投稿例を載せ、わかりやすく記載いたします。
12	22~2	第3章	В	Happy/healthy Happy/Unhealthy UnHapp y /Unhealthy UnHappy/healthyの4分類分けしています が単純にGood/NoGoodで区分けした方が理解しやすいとおもいます。 理由は、単純にこの計画は、Goodと判定されたファクターを拡大する。NoGoodと判定されてファクターを拡大する。NoGoodと判定されてファクターを拡大する。NoGoodと判定されてファクターを拡大する。NoGoodと判定されてファクターを必要するかを指進されずで検討、実行すれば自 ずとイネーブリングシティに近づくということではありませんか。何か難しくしている ように思えてなりません。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 環都市が目指すイネープリングシティの形成については「健康」を輸とした健康施策の取り組みだけでなく、さらに 「幸福」を輸として健康を高めることを目指しております。この取り組みを進める中で現状の様に 4 象限で分析を進め ることが必要であるため、こちらについては引き続き現状のまま分析を続けたいと思います。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。
13	全体	全体	В	提案として、ファクターの数が多ければ精度アップが期待できますのでファクターの判定に生成AIの導入を検討していただきたい。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 今後の施策を検討する際の参考にさせていただきます。
14	52	資料	В	資料編 人口で令和5年が推定値になっています。確定値が出ていますので置き換えたほうが良いと思います。	ご意見をお寄せくださりありがとうございます。 本計画の資料網で掲載した人口については各年の10月1日の住民基本台帳を掲載しており、令和5年までは確定値で 記載しております。世帯鉄の棒グラブについては令和5年の住民基本台帳数値を記載いたします。